

川崎市告示第189号

川崎市物品会計規則（昭和39年川崎市規則第32号）第16条第3項の規定により区物品出納員を設置し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の44第4項の規定に基づき、区会計管理者をして区会計管理者の権限に属する事務について、次のとおり委任させましたので、同項後段の規定により告示します。

委任させた者の職	委任させた事務の範囲	委任させた期間
区役所危機管理担当物品出納員 （区役所危機管理担当の庶務を担当する担当係長）	区役所危機管理担当の物品 （基金に属する動産を含む。） の出納保管に関する事務	令和7年4月1日から令 和8年3月31日まで
区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 保育所等・地域連携担当物品出納員（区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保育所等・地域連携担当の庶務を担当する担当係長）	区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保育所等・地域連携担当及び学校・地域連携担当の物品（基金に属する動産を含む。）の出納保管に関する事務	令和7年4月1日から令 和8年3月31日まで
中原区役所まちづくり推進部生涯学習支援担当物品出納員（高津区役所まちづくり推進部生涯学習支援担当の庶務を担当する担当係長）	中原区役所まちづくり推進部生涯学習支援担当の物品（基金に属する動産を含む。）の出納保管に関する事務	令和7年4月1日から令 和8年3月31日まで
高津区役所まちづくり推進部生涯学習支援担当物品出納員（高津区役所まちづくり推進部生涯学習支援担当の庶務を担当する担当係長）	高津区役所まちづくり推進部生涯学習支援担当の物品（基金に属する動産を含む。）の出納保管に関する事務	令和7年4月1日から令 和8年3月31日まで

令和7年4月1日

川崎市長 福田 紀彦